



福県医発第2875号(地)

平成24年 3月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

芦屋町「乳幼児・子ども医療」「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」
の各医療費助成制度の一部拡大について

今般、芦屋町より別紙のとおり標記制度の助成拡大並びに名称を「芦屋町乳幼児医療費助成」から「芦屋町乳幼児・子ども医療費助成」に改める旨通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

改正内容といたしましては、平成24年4月1日診療分より、小学校1年生から3年生の入院・入院外医療費及び小学校4年生から中学校3年生の入院医療費のうち、保険診療の自己負担を新たに助成対象に加え、無料となります。

また、これに併せて「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の医療費助成につきましても平成24年4月1日診療分より、小学校1年生から3年生の入院・入院外医療費及び小学校4年生から中学校3年生の入院医療費のうち、保険診療の自己負担分が無料へ変更されます。

つきましては、今回の改正内容につきまして貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本制度の実施方法につきましては、これまでの各医療費助成制度の現物給付方式と同様となっております。
- 2) お問い合わせにつきましては、芦屋町役場 住民課 保険年金係
(TEL:093-223-3532) までご照会下さい。

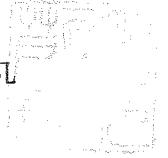
小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

23 芦住保第147号
平成24年3月1日

(社) 福岡県医師会 御中

芦屋町長 波多野 茂丸



芦屋町「乳幼児・子ども医療」「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」
の各医療費助成制度の一部拡大について

早春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より、本町の福祉医療事業および医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

この度、芦屋町では制度のさらなる充実、子育て支援、少子化対策の一環といたしまして、また保護者の経済的な負担を軽減するために「芦屋町乳幼児医療費助成」を「芦屋町乳幼児・子ども医療費助成」に改め、独自に制度の拡大をはかることとなりました。

内容は、平成24年4月1日診療分から、小学校1年生から3年生の入院・入院外医療費及び小学校4年生から中学校3年生の入院医療費のうち、保険診療の自己負担分を新たに助成対象に加え、無料とするものです。

これに併せて、「重度障害者医療」「ひとり親家庭等医療」の医療費助成についても平成24年4月1日診療分から、小学校1年生から3年生の入院・入院外医療費及び小学校4年生から中学校3年生の入院医療費のうち、保険診療の自己負担分を無料へ変更するものです。

なお、この制度の実施方法につきましては、これまでの各医療費助成制度の現物支給方式と同様とします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

芦屋町役場 住民課 保険年金係

TEL 093-223-3532



**平成24年4月1日受診分から、芦屋町独自の子育て支援の取組として、
乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・重度障害者医療の助成内容を
一部拡大いたします。**

【乳幼児医療】

- 「乳幼児・子ども医療」に名称が変わります。
- 小学1年生から中学3年生までが「子ども」として新たに対象となります。
※ただし、「ひとり親家庭等医療」「重度障害者医療」の対象者、生活保護受給者は、対象となりません。
- 小学1年生から小学3年生までは、入院・入院外とも自己負担額が無料になります。
- 小学4年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料になります。

制度名	平成23年3月31日受診分まで		平成24年4月1日受診分から	
	対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
乳幼児・子ども医療 〔所得制限なし〕	0歳 ～就学前	入 院＝徴収しない 入院外＝徴収しない	0歳 ～就学前	入 院＝徴収しない 入院外＝徴収しない
			小学1年生 ～小学3年生	入 院＝徴収しない 入院外＝徴収しない
			小学4年生 ～中学3年生	入 院＝徴収しない

※自己負担額は、いずれも1医療機関(薬局を除く)ごとに負担していただく金額です。
※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)

【ひとり親家庭等医療】

- 小学1年生から小学3年生までは、入院・入院外とも自己負担額が無料になります。
- 小学4年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料になります。

制度名	平成23年3月31日受診分まで		平成24年4月1日受診分から	
	対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
ひとり親家庭等医療 〔所得制限あり〕	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝1日当たり500円(月7日限度) 入院外＝1月当たり800円を限度	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝徴収しない 入院外＝徴収しない
	小学4年生 ～中学3年生		小学4年生 ～中学3年生	入 院＝徴収しない 入院外＝1月当たり800円を限度
	高校1年生 ～高校3年生		高校1年生 ～高校3年生	入 院＝1日当たり500円(月7日限度) 入院外＝1月当たり800円を限度
	・母子家庭の母 ・父子家庭の父		・母子家庭の母 ・父子家庭の父	

※自己負担額は、いずれも1医療機関(薬局を除く)ごとに負担していただく金額です。
※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)

【重度障害者医療】

- 小学1年生から小学3年生までは、入院・入院外とも自己負担額が無料になります。
- 小学4年生から中学3年生までは、入院のみ自己負担額が無料になります。
- 精神障害者の精神病床への入院に係る費用は、従来どおり対象外です。

制度名	平成23年3月31日受診分まで		平成24年4月1日受診分から	
	対象者	自己負担額	対象者	自己負担額
重度障害者医療 〔所得制限あり〕	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝1日当たり500円(月20日限度) 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)〕 入院外＝1月当たり500円を限度	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝徴収しない 入院外＝徴収しない
	小学4年生 ～中学3年生		小学4年生 ～中学3年生	入 院＝徴収しない 入院外＝1月当たり500円を限度
	高校1年生～		高校1年生～	入 院＝1日当たり500円(月20日限度) 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)〕 入院外＝1月当たり500円を限度
重度障害者医療 (精神障害者) 〔所得制限あり〕	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝1日当たり500円(月20日限度) 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)〕 〔精神病床への入院に係る費用は対象外〕 入院外＝1月当たり500円を限度	小学1年生 ～小学3年生	入 院＝徴収しない 〔精神病床への入院に係る費用は対象外〕 入院外＝徴収しない
	小学4年生 ～中学3年生		小学4年生 ～中学3年生	入 院＝徴収しない 〔精神病床への入院に係る費用は対象外〕 入院外＝1月当たり500円を限度
	高校1年生～		高校1年生～	入 院＝1日当たり500円(月20日限度) 〔※低所得者の場合、 1日当たり300円(月20日限度)〕 〔精神病床への入院に係る費用は対象外〕 入院外＝1月当たり500円を限度

※自己負担額は、いずれも1医療機関(薬局を除く)ごとに負担していただく金額です。
※入院時の食事代、差額室料代、保険適用外費用などは助成対象外です。

(下線部分が助成内容の拡大部分)